

# 「市民活動促進に関する指針」関連施策の平成16年度取組状況

## 市民活動促進指針の考え方と基本方針

## 現状や主な施策等

は今年度新規事業

	市民活動促進指針の考え方と基本方針	現状や主な施策等	は今年度新規事業	
(1) 促進体制の充実 (行政が変わる)	1 <b>組織横断的な検討体制の充実</b> 先駆的視点、将来的意義や価値を十分認識する。多様性、多元性を考慮する。	各部局の事業展開に加え、組織横断的な検討体制で総合的・継続的に取り組む。	市民活動促進調整委員会などを活用し組織横断的に総合的・継続的に取り組んでいる。	
	2 <b>区の機能強化</b>	連絡所や地域活動の拠点と位置づける。横断的まちづくりのため、区の機能・体制を整備する。	地域におけるまちづくりの推進のための拠点や体制整備を図っている。	まちづくり担当係長の設置 まちづくりセンターの整備
	3 <b>職員の意識向上</b>	市民活動情報の集約・共有化により理解を促進する。市民参画事業に関する知識等の蓄積とその情報を共有化する。	職員研修、庁内ホームページなどにより市民活動の理解促進・情報共有を図っているが、更に市民自治の推進や市役所改革プランなどの全市民的取組の中でも意識向上から改革まで取り組んでいくこととなる。	市民自治の推進 規制改革の取組
(2) 市民活動への参画 (市民が力をいける)	1 <b>意識の醸成</b>	広報媒体などの活用により、市民活動に対する理解を促進する。	広報媒体や各部局の事業などを通じて、広く市民に対する市民活動に対する理解促進を図っている。	広報誌やテレビ・ラジオ番組、市民活動サポートセンターの事業などによる市民活動の取組の紹介 札幌・環境力・UP事業
	2 <b>情報の共有化</b>	市政情報、民間情報などをインターネットなどにより提供する。	各部局のホームページや情報誌、コミュニティFMなど様々な媒体を活用して市民活動に関する情報提供を図っている。	各部局の施策や地域のまちづくりに関する情報の発信など 市民活動団体や地域資源に関する調査など
	3 <b>個人・組織への支援</b>	活動の体験・学習の場と機会を提供する。市民活動を担うスタッフの育成を図るとともに、交流、自立を促進する。	活動の場や機会の提供や人材育成のほか、施策遂行のための助成、融資など多様な支援を行っている。	<活動の場や機会の提供> 市民活動サポートセンターでの打合せや印刷作業の場の提供、各施策での活動発表や交流の機会など <人材育成> 市民活動サポートセンターやボランティア研修センター、生涯学習センターでの講座や各施策でのボランティアの育成など <資金調達支援> 区のまちづくり団体助成や地域福祉振興助成金など さっぽろ元気NPOサポートローン
	4 <b>環境の整備</b>	市民活動サポートセンターを整備する。連絡所等既存施設の有効活用等により地域活動環境を整備する。	総合拠点施設としての市民活動サポートセンターの運営や地域におけるまちづくり拠点としてのまちづくりセンターの整備を進めている。また、公共空間を、市民が集い活動する場として、より使いやすくしていくための規制改革に取り組んでいく。	市民活動サポートセンター、男女共同参画センター、消費者センター、環境プラザ、ボランティア研修センター、市民情報センターの運営など。 まちづくりセンターの整備 規制改革の取組
(3) 相互の信頼を高める (市民活動と行政の信頼関係)	1 <b>市民・企業とのパートナーシップの形成</b> 市民活動の役割や意義についての共通認識を構築する。幅広い層から市民参加を募り、連携・協働する。企業や民間支援組織との連携を図る。意見を交わしながら相互理解を深める場をつくる。	市民活動の役割や意義についての共通認識を構築する。幅広い層から市民参加を募り、連携・協働する。企業や民間支援組織との連携を図る。意見を交わしながら相互理解を深める場をつくる。	各部局の事業遂行において様々な形で市民・企業・行政の連携・協力が図られている。	市民自治の推進 市民情報センター、リサイクルプラザ宮の沢、市民活動サポートセンターなどの運営における連携・協働 市民による企画提案型事業 パートナーシップによるまちづくり 地域との連携によるまちづくり関連事業など ターミナルプラザことばパトス運営